明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件（文部科学八七）　一
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件の一部を改正する件（同八八～一〇二）　四
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁二二～三三）　六
○著作隣接権者不明の実演の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（同三四～三九）　七
〔公　告〕
裁判所
破産、免責関係　諸事項　三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構全国路線網に属する高速自動車国道以外の高速道路の指定、弁理士登録、地方職員共済組合役員の就任関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　五

〔告　示〕
○文部科学省告示第八十七号　三
○文部科学省告示第八十七号
地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十五年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋を次のように定める。
平成二十五年六月十七日
文部科学大臣　下村　博文
別表一　栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物	一棟	栃木市泉町三四三―一
主屋	一棟	栃木市泉町三四三―一
蔵	一棟	栃木市泉町三四七―二
主屋	一棟	栃木市泉町三五〇
蔵	一棟	栃木市泉町三五〇
主屋	一棟	栃木市泉町三五〇
蔵	一棟	栃木市泉町三五〇
主屋	一棟	栃木市泉町三五七
蔵	一棟	栃木市泉町三五七
主屋	一棟	栃木市泉町三五七
蔵	一棟	栃木市泉町三五三―二
主屋	一棟	栃木市泉町三五三―二
蔵	一棟	栃木市泉町三五三―二
主屋	一棟	栃木市嘉右衛門町三五九―一
蔵	一棟	栃木市嘉右衛門町三五九―一
主屋	一棟	栃木市嘉右衛門町三五九―一
蔵	一棟	栃木市嘉右衛門町三五九―一
主屋	一棟	栃木市嘉右衛門町一―一
蔵	一棟	栃木市嘉右衛門町一―一
主屋	一棟	栃木市嘉右衛門町一―一
蔵	一棟	栃木市嘉右衛門町一―一
主屋	一棟	栃木市嘉右衛門町一―一
蔵	一棟	栃木市嘉右衛門町一―一
主屋	一棟	栃木市嘉右衛門町一―一
蔵	一棟	栃木市嘉右衛門町一―一
主屋	一棟	栃木市嘉右衛門町一―一
蔵	一棟	栃木市嘉右衛門町一―一
主屋	一棟	栃木市嘉右衛門町一―一
蔵	一棟	栃木市嘉右衛門町一―一
主屋	一棟	栃木市嘉右衛門町一―一
蔵	一棟	栃木市嘉右衛門町一―一